

介護保険の対象となる工事

1. 手すりの取付け 2. 段差や傾斜の解消 3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	4. 開き戸から引き戸等への扉の取替え 5. 洋式便器等への便器の取替 6. その他1から5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修工事
--	---

手すりの取付け

住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。
なお、貸与告示第七項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

【付帯して必要となる住宅改修】
手すりの取付けのための壁の下地補強

項目	質問	回答
手すりの種類・形状	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型(棚状のもの)もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。
手すりの種類・形状	複数の機能を合わせ持つ製品を設置した場合、住宅改修の対象となるか。	手すり付き踏み台など複数の機能を持つ製品を設置した場合で、手すりの取付けと段差解消双方の理由や必要性があり、そのどちらも被保険者にとって必要な住宅改修であれば、それぞれの必要性を明確にしたうえで対象となる。 ※手すり付き踏み台は必ず固定されていること。
手すりの種類・形状	跳ね上げ式になっている可動式の手すりを設置する場合は、住宅改修の対象になるか。 (例)階段に手すりを設置したいが、窓の開閉ができなくなる場合	動作、または取付け位置の環境条件から、可動の必要がある場合には対象となる。
手すりの取り付け範囲	玄関から道路までの手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。	敷地内であれば住宅内でなくても通路への手すりの設置は対象となる。
手すりの取り付け範囲	住宅内にトイレが2ヶ所あり、そのどちらにも手すりを設置することは可能か。	被保険者本人の身体状況や生活動線により判断する。例えば、居室近くと寝室近くにトイレがあり、身体状況から日中は居室にいて、居室近くのトイレを使用し、夜間は寝室近くのトイレを使用する場合、生活動線を変更するなど検討した上で動線変更が難しい場合に限り、支給可能である。 逆に、1階と2階にトイレがあり、普段の生活は1階でしており、仏壇に線香をあげるため等仏間がある2階を利用する場合は、1階のトイレに手すりを設置することは支給の対象となるが、2階のトイレに手すりを設置することは生活動線から外れるため支給対象外となる。

手すりの取り付け範囲	家具に手すりを設置することは可能か。	作り付けのくつ箱等への手すりの取付けは支給対象である。作り付けでなくても、住宅への固定化がなされているなどして、安定性のある家具への取り付けは給付対象となる。(固定されていることがわかる写真の提出が必要)
手すりの再設置	以前に設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、新たに手すりを設置する場合は、住宅改修の対象となるか。	単に老朽化したことが原因である場合は、住宅改修の対象とはならない。
手すりの再設置	被保険者本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置のみを変更する必要がある場合、住宅改修の対象となるか。	工賃のみ支給対象となる。
手すりの再設置	被保険者本人の身体状況の変化に伴い、これまで設置されていた手すりでは機能が十分でなくなり、既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合、住宅改修の対象となるか。また、その際、既存の手すりの撤去にかかる費用についても住宅改修の対象となるか。	被保険者本人の身体状況の変化に起因するものであれば、撤去費(付帯工事)共に住宅改修の対象となる。ただし、身体状況の変化を理由書に詳しく記載すること。
手すりの再設置	以前、住宅改修にて浴室に手すりをつけたが、浴室をリフォームしたため既存の手すりを取り外した。今回、また同じところに手すりをつけたいが、住宅改修の対象となるか。	手すりの付け替えについて、利用者の身体状況の変化等で新たな位置に取り付ける場合は住宅改修の対象となるが、この場合については、リフォームのために取り外したものを同じところに付け直すという理由であるため、住宅改修の対象とはならない。
付帯工事	手すりの取り付けの下地補強の際、張り替えの必要になったクロスは、住宅改修の対象となるか。	手すりの取り付けのために行った下地補強及び壁紙の張り替えについては、手すりの取り付けにおいて必要最低限の部分が支給対象である。 手すりを取り付ける壁全体に対し、下地補強及び壁紙を張り替える場合は、面積按分して対象部分の費用を算出する。

段差の解消

住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。
ただし、貸与告示第八項に掲げる「スロープ」又は購入告示第四項第五号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。
また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

【付帯して必要となる住宅改修】
浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

項目	質問	回答
段差の解消の範囲	玄関から道路までの段差解消は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。	敷地内であれば住宅内でなくても対象となる。 対象となる工事の種類は、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。
通路の段差解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框(かまち)への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。
スロープ工事	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、縁側や掃き出し窓にスロープを設置する工事は対象となるか。 また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、縁側、掃き出し窓を日常生活上使用するという理由があれば、スロープ設置は対象となる。 スロープから先の道路までの通路の設置は、 <u>既に通路がある場合は「通路面の材料の変更」又は「段差の解消」として対象となるが、元々通路が無い場合は新設となるため対象外である。</u>
スロープ工事	玄関から道路までの通路の傾斜がきつく、車いすでの自力走行が困難なため、そのスロープの距離を伸ばして、緩やかな傾斜勾配のスロープに改修する工事は、支給対象となるか。	日常生活で使う通路であり、本人の自立支援という意味で傾斜を緩やかなものにする改修工事は対象となる。
スロープ工事(付帯工事)	玄関の段差解消を行うため、スロープを設置する際、もともとある床を解体する費用は対象としてよいか。	スロープの設置工事に付帯するものと考え、支給対象となる。
スロープ工事(付帯工事)	段差解消のためスロープを設置する工事において、転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置は介護保険の対象となるか。	段差の解消の付帯工事として対象となる。 ただし、転落防止のためのフェンスは、手すりとして認められないため対象外である。
昇降機・リフト等	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のもの、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。
浴室内工事	平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものと考ええる。

浴室内工事	現在の浴室が古くなったため、ユニットバスに交換をする予定であるが、介護保険の住宅改修として認められるか。	単に古くなったから交換するといった理由では認められない。高齢者が自立して入浴又介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差を適切なものとするために浴槽の取替えをする場合は、「段差の解消」として住宅改修の給付対象となる。
浴室内工事	ユニットバスを購入し、設置することより段差の解消等を行う場合、住宅改修の対象となるか。	【浴室の床部分の改修】 脱衣所と浴室の段差解消を目的とするために行うユニットバスの購入設置 【浴室の床部分の改修】 浴室床を滑りにくい床材への変更を目的とするユニットバスの購入設置 【浴槽の改修】 浴室床と浴槽底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行うユニットバスの購入設置 はそれぞれ介護保険の住宅改修の対象となる。 目的ごとに当該部分を面積按分等により保険給付の対象となる工事費を算出することとなる。按分方法については要相談。 浴室の床部分の改修及び浴槽の改修双方の目的をもった住宅改修の場合であっても、必ずしもユニットバス購入設置費全てが住宅改修の対象となるわけではなく、出窓や壁面収納等住宅改修の目的(段差解消や滑りの防止)以外のものは、工事費用から控除することになり、保険給付の対象とはならない。
浴室内工事	床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。
浴室内工事(付帯工事)	浴槽内の段差解消として、浴槽内一体の工事(浴槽及び給湯器の交換工事)の申請の場合において、給湯器(給湯器関連工事含む)は対象となるか。	浴室の段差解消に伴う給排水設備工事は対象となるが、給湯器(給湯管含む)は電気ガス関係のため対象とならない。
浴室内工事(付帯工事)	浴室と浴槽の段差解消を目的とした浴槽の交換は住宅改修の対象となるが、付属品(シャワー、シャワー金具、蛇口等)についても認められるか。	浴槽の交換については認められるが、付属品については認められない。浴室乾燥機や照明、ミラー、浴槽用のフタ、窓、収納棚、タオル掛け、水栓なども同様である。
階段	階段の一段一段の高さが高いため、 <u>段数を増やして</u> 、一段あたりの高さを低くしたいが、住宅改修の対象となるか。	段数を増やす工事は住宅改修の対象となる。
階段	階段の各段差は変えずに平面部分(踏み面)を広くし、転倒防止や車いすでの移動を安全なものにするための改修は、段差解消として住宅改修の対象となるか。	段差自体が変わらないため、対象外である。
ベランダ等	洗濯物を干す動作において、庭に降りる際、転落する可能性があるため、ウッドデッキ(テラス)を作成する工事は、住宅改修の対象となるか。	ベランダやテラスの全体の床上げは支給対象とならない。今回のケースにおいては、ベランダの増設に該当すると判断し、住宅改修の対象とはならない。
付帯工事	段差解消のため、敷居を撤去する工事は住宅改修の対象となるか。	住宅改修の対象である。

付帯工事	床の段差解消後の床面に併せて、既存の扉の長さ等の加工は、床の段差解消に伴う付帯工事に含まれるか。 (例)段差解消で敷居を撤去した場合に扉の下に隙間ができるが、扉の隙間を木材等で継ぎ足す工事	床の段差解消に伴う付帯工事に含む。
付帯工事	段差解消で敷居を撤去した場合に、扉の下に隙間ができるが、それに伴う扉の交換は支給対象となるか。	このような理由での扉の交換はできない。 ただし、扉の隙間を木材等で継ぎ足す工事は、付帯工事として支給対象となる。
その他	車いす使用の被保険者で、化粧台やキッチンが高く使用しにくい場合、段差解消として化粧台やキッチンの交換は認められるか。	段差解消床及び通路の段差を解消すると定義されているため、化粧台やキッチンの高さを低くするための交換は段差解消の対象とならない。
その他	背が曲がってきてキッチンシンクを利用しづらくなってきたため、踏み台を設置することは住宅改修の対象となるか。	段差が解消されるわけではなく、住宅改修の項目には当てはまらないため、対象とならない。
その他	和式便器に洋風便座を置いて使用しているが便座が高く、座るのが困難なため、便器の目の前に踏み台を設置する工事は住宅改修の対象となるか。	段差が解消されるわけではなく、便座に座るために高さを補うための工事であるため、対象とならない。

滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

住宅改修告示第三号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

【付帯して必要となる住宅改修】
床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

項目	質問	回答
床材の変更	滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。
床材の変更	住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。
通路面の材料の変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。
通路面の材料の変更	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。
床材の変更	滑りやすいフローリングから、滑りにくいフローリングへの変更は対象となるか。	身体状況等から今回のような住宅改修の必要性があり、「滑りにくい」という新たな機能を付加した場合は対象となる。ただし、既存の床板が老朽化によるものと判断した場合や材質が変わらず滑りやすいものの場合には支給対象とならない。必要に応じて、カタログの添付等を求め、個別に判断することになる。
その他	滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くことは住宅改修の対象となるか。 それとも入浴補助用具として福祉用具購入費の支給対象となるのか。	滑り止めマットは、住宅改修の対象とはならない。 本来そのまま敷くだけのものについては、固定しても対象とならない。 また、福祉用具の購入の対象にならない。
床材の変更	廊下の床材が腐食して通行に支障が生じている場合、住宅改修の「床材の変更」となるか。	床材の腐食や破損に対しては、身体状況に関係なく、家屋としての機能を維持するために修繕を行う必要があると考えるため、住宅改修の対象とはならない。
床材の変更	車いすの通行により痛んだ廊下の床材を取り替えることは、住宅改修の「移動の円滑化」となるか。	老朽化や物理的、科学的な摩耗、消耗を理由とする工事は住宅改修の対象とならない。
移動の円滑化	廊下幅が狭く、歩行の安定を図るために廊下床部分（縁側など）を増床する場合、住宅改修の対象となるか。	床面積が広くなり、増築と考えられるため、住宅改修の対象とはならない。

移動の円滑化	車いすでの移動を円滑にするため、廊下に設置されていた洗面台を別の場所に移動する工事は住宅改修の対象となるか。	住宅改修告示の項目にないため、対象とならない。
床材の変更	【畳から畳(滑りにくい畳等)への変更は認められるか、また畳からフローリングへの変更について認められるか】 「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷(転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。)への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。	居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更(改修)についても認められる。

引き戸等への扉の取替え

住宅改修告示第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

【付帯して必要となる住宅改修】
扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

項目	質問	回答
扉の変更	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況に合わせて性能が代われれば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。
扉の新設	既存扉の拡張ができず、扉を新設する場合、住宅改修の対象となるか。	引き戸等の新設により、扉位置の変更等と比べ費用が低廉に抑えられる場合に限り、「引き戸等の新設」は「引き戸等の取替え」に含まれ、給付対象とする。ただし、双方の見積もりを提出し、低廉に抑えられることが認められ、理由書にも記載が必要である。 (例)居室の扉が内開きの扉で、車いすを利用する被保険者のために引き戸に取り替える場合、廊下が狭いためこの場所で扉の取替えができない。このため、居室内の他の壁面に引き戸を新設する場合 ※「引き戸等の新設」・・・既存の扉をそのまま残して、新たに別の位置に扉を設けること。 ※「扉位置の変更」・・・既存の扉をなくして(元の扉位置を壁等でふさぐなど)、新たに別の位置に扉を設けること。
扉の取り替え -開き戸から開き戸-	ドアノブを変更するために、扉ごと取り替えた場合、(開き戸から開き戸への変更)住宅改修の対象となるか。	ドアノブのみが対象となる。
扉の取り替え -開き戸から開き戸-	車椅子の通行を容易にするために壁を取り壊す拡張工事を行うにあたり、既存の扉が使えなくなるため大きな扉に変更(開き戸から開き戸への改修)したいが、住宅改修の対象となるか。	住宅改修の対象となる扉の改修工事は、戸の開閉を容易にするために行われるものに限られるため、拡張工事に伴う扉の交換は住宅改修の対象として原則認められない。 なお、開き戸から引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等への改修に伴い、戸幅を拡張する工事は住宅改修の対象として認められる。
扉の取り替え -引き戸から引き戸-	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。
扉の取り替え -引き戸から引き戸-	車椅子利用者が浴室の扉が重く1人で閉められないために、扉を変更することで戸幅を拡張する必要がある場合は住宅改修の対象となるか。 引き戸から引き戸への変更でも可能なか。	利用者の身体状況から扉を取り替えることにより開閉を容易にすることから住宅改修の対象として認められる。
扉の取り替え -門扉-	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	「引き戸等への扉の取り替え」として支給対象となる。
扉の取り替え(付帯工事)	扉の取替えによって照明スイッチが扉で隠れるが、スイッチの移設は付帯工事として住宅改修の対象となるか。	付帯工事として対象となる。 また、コンセントの取外しと移設費も同様に対象となる。

扉の撤去	車椅子での移動を容易にするため等、既存の扉の撤去費用及び処分費用は住宅改修の対象となるか。	対象となる。心身の状況により扉の開閉が困難な理由等を理由書に記載。 既存の扉が古くなり、危険なため撤去するという理由であれば、支給対象とはならない。
------	---	---

洋式便器等への便器の取替え

住宅改修告示第五号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定される。ただし、購入告示第一項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。
また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

【付帯して必要となる住宅改修】

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、便器の取替えに伴う床材の変更

項目	質問	回答
トイレ -腰掛式便器-	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。 また、さらにビスで固定した場合はどうか。	和式便器自体を取替えるものではなく、またビスで固定できるものが特定福祉用具「腰掛便座」にあたるため対象外となる。
トイレ -和式から洋式- -洗浄機能-	和式便器から洗浄機能(ウォシュレット)等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。 また、この場合、暖房便座や洗浄便座一体型の便器への取替えは、あくまでも便器の交換工事を認めたものであり、暖房・洗浄機能の電源を確保するための電気工事は付帯工事として対象と <u>ならない</u> 。
トイレ -洋式から洋式- -洗浄機能-	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。
トイレ -洋式から洋式- -自動開閉機能-	既存の洋式便器の便座を、身体的事情から自動開閉機能が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の対象となるか。	自動開閉機能のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は支給対象とならない。(洗浄機能等が付加された場合のQ&Aと同じ。)
便座の高さ変更	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。 ①洋式便器をかさ上げる工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	基本的に特定福祉用具である補高便座の設置や、住宅改修のてすり設置等検討していただき、他の方法がない場合認める。 ①は支給対象となる。 ②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。 ③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)として特定福祉用具購入の支給対象となる。
便座の向き変更	身体に麻痺があることから、現状の洋式便器の便座に座れないため、洋式便器の向きを変える工事は、住宅改修の対象となるか。	障がい等に対応するように、身体の高さ等によって現在の便座の向きでは座れないなど、必要性がある場合は対象となる。
トイレの新設	既存の和式トイレを改修するのではなく、居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置する場合は、住宅改修の対象となるか。 なお、既存のトイレは、家族がそのまま使用する。	改修ではなくトイレが増設されているため対象外となる。
付帯工事	トイレの床の嵩上げに伴い、便器脱着、給排水の費用は付帯工事として住宅改修の対象となるか。	付帯工事として対象となる。

付帯工事	トイレの給排水設備は対象となるか。	便器の取替えに伴う給排水工事は「水洗化に係るもの」を除き対象となる。 具体的には、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取替える場合は、便器本体の工事とともに行われる「水洗化又は簡易水洗化」の工事部分が対象外となる。 付帯工事として認められる給排水工事とは、和式の水洗便器を洋式の水洗便器へ取替える際の給排水管の長さや位置を変える工事のことを指す。
付帯工事	便器の取替え工事を行う際に、壁の壁紙(クロス)も張り替えるが、付帯工事として住宅改修の対象となるか。	付帯工事とはならず、住宅改修の対象外である。 ※手すりの取り付けのために行った「下地補強及び壁紙の張替え」については、手すりの取り付けにおいて必要最低限の部分が支給対象である。
付帯工事	便器の取替え工事を行う際に、手洗いやペーパーホルダー(紙巻器)を設置するが、住宅改修の対象となるか。	付帯工事とはならず、住宅改修の対象外である。 ※ペーパーホルダー付き手すりなど、保険給付対象外の部分が含まれた製品を設置する場合、付加機能が必要とされる理由があれば、製品全てが対象となるが、そうでない場合は、対象部分と対象外部分の費用を区分をする必要がある。区分できない場合は支給対象外。
付帯工事	住宅改修の際、不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用は付帯工事として対象となるか。	これらの費用は、「引き戸等への扉の取替え」「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に、当然付帯する行為であることから付帯工事として対象となる。

自宅以外の改修について

項目	質問	回答
一時的に身を寄せている住宅の改修	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。
施設入所者の住宅改修	住民票は自宅にあるが、身体は施設にあり、自宅には外泊として帰宅するような場合、介護保険証は自宅の住所となっているため住宅改修の対象としても良いか。	上記の「一時的に子の住宅に身を寄せている場合、住所地が子の住宅に移されていないと住宅改修の対象とならない」というのは、住所地を移すこと以前に、現に居住する住宅ということを前提としている。質問の内容は住所地は自宅にあるが、被保険者の居住する住宅は施設と考えられるため、自宅の住宅改修は支給対象とならない。 介護保険の住宅改修は在宅サービスであるため、施設を退所するのではなく一時的な帰宅や外泊の場合は支給対象とならない。
施設入所者の住宅改修	有料老人ホームや軽費老人ホーム、グループホームの住宅改修を行うことができるか。	有料老人ホーム等については、本来高齢者の利用に適したものととなっているはずであるため、住宅改修を行うことは想定されない。しかし、身体状況に応じ、個別の対応が必要な場合は、住宅改修の対象となる。ただし、対象となるのは、居室等の専有部分のみで、共用部分は対象とならない。この取り扱いはグループホームについても同様である。
住所地特例施設の住宅改修	サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームの住宅改修は、住所地特例施設であっても認められるか。	認める。
入院(入所)中の住宅改修	現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。	入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない(ただし退院しないこととなった場合は事後申請できず、支払いはできない)ものとする。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取扱い差し支えない。
店舗部分の改修	個人で商店を営んでおり、昼間は居宅に併設された店舗にいる場合、店舗内に手すりや踏み台を設置する工事は住宅改修の対象となるか。	店舗内に設置する設備の費用は、営業用の経費と考えるため、住宅改修の対象とならない。
賃貸アパートの共有部分	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものとするが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。
分譲マンションの共用部分	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意(区分所有法による規定も可)があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。
賃貸住宅の原状回復	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはならない。

工事全般共通

項目	質問	回答
今後に備えた住宅改修	今は自宅での生活に大きな支障はないが、将来のことを考えて、あらかじめ手すりやスロープを設置しておきたい。 住宅改修の対象になるか。	要介護者の「今」の身体状況で必要と認められるものでなければ、給付対象とはならない。「今」が必要がないにもかかわらず工事をするという場合、全額自己負担となる。 これは、手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更、扉の取り替え、便器の取り替えすべての工事で同様の取り扱いである。
竣工日以降の改修	住宅の新築は住宅改修が認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。 ※住宅が竣工していても、居住していない場合は住宅改修は不可。
竣工日以降の改修	家を新築して引っ越した後、新築したことに伴って敷地内を舗装する外構工事を行う予定であるが、それに合わせてスロープを設置することは住宅改修として認められるか。	あくまで住宅改修は既存の住宅の状況等に基づき必要性を判断するものであり、建物自体が竣工した後も外構部分はまだ何も工事がされておらず、これから施工しようとする場合は新築するのと同様に、改修とは認められない。
施工者が家族の場合	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。
施工者が知人の場合	家族ではない知人(大工や技術資格者ではない)が住宅改修を行った場合に、材料費の他に(業者より安価な)工賃を支給対象とすることはできるか。	質問のような場合についても、通常工賃を請求しないもので、本人や家族等が住宅改修を行う場合と同様に、材料費のみを支給対象とする。
同一世帯の複数住宅改修	同一住宅に2人(夫婦)の要介護者がかかる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならいとされるが、トイレの改修工事において、便器の取り替え(和式から洋式)は妻(要介護1)、その床段差の解消と手すりの取り付けについては夫(要支援)というように各々の必要度に応じて、工事を設定することは可能か。	同一住宅に複数の要介護者がいる場合の取り扱いは、要介護者毎に支給申請を行い、要介護者毎に限度額管理が行われる。 同時に複数の要介護者にかかる住宅改修が行われた場合は、各要介護者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないよう申請すれば住宅改修の対象となる。なお、便器取替えは、その床段差の解消まで含めて一体的な工事であるため、重複すると考えるが、手すりについては重複していないので可能である。
同一世帯の複数住宅改修	玄関から道路までの階段状の通路をスロープ状にしたい。この通路を図面上分割して、別々の通路として、夫婦二人の被保険者で同時に申請することは可能か。	夫婦二人で申請することはできない。 共用部分の改修は、いずれか一方のみが支給申請を行う。
部材に関して	オーダー製品などカタログのない部材を使用する際はどうかすればよいのか。	設計図や図面などで、サイズやどのようなものを使用するか分かるように明記する。
諸経費について	支給対象外の工事が発生した場合、諸経費は全額支給対象としてよいのか。	対象部分にかかった諸経費のみ支給対象となるため、工事全額の中の支給対象部分の金額の割合で按分し、算出した金額以下を支給対象とする。